

財務省告示第三百三十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平
 成十六年七月二十六日に発行する利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年七月二十三日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行の価格	利率	経過利子の払込み	
利付国庫債券（十年）（第二十六回）	平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十六年法律第 二十二号）第二条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集 の取扱い及び取得による発行	額面金額で百五十億円	額面金額で百五十億円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十六年七月二十六日	年一・八パーセント	額に 加え、 次の 算式に より算 出した 金額を 第十九 号に規 定	

する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.8 \times 36}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合)は、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十六年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.8 \times 1}{100 \times 2}$$

十四	第二期以後の利子	毎年六月二十日及び十二月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五	償還金	平成十六年六月二十日
十六	償還金	額面金額百円につき百円

十九	十八	十七
払込期日	募集期間	払元金支
平成十七年七月二十六日	平成十七年七月十八日まで	日本銀行
		から平成十